

**建築基準適合判定資格者の処分等の基準及び構造計算適合判定資格者の処分等の
基準の改定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について**

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第八号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで下記の基準を改定したので、同法第 43 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

1. 基準の題名

- ・建築基準適合判定資格者の処分等の基準(令和 7 年 12 月 5 日改定国住指第 349 号)
- ・構造計算適合判定資格者の処分等の基準(令和 7 年 12 月 5 日改定国住指第 349 号)

2. 意見公募を実施しなかった理由について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 7 年法律第 35 号）の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第八号及び同法施行令第 4 条第 2 項第一号に該当するため、意見公募手続を実施しておりません。